結核の定期健康診断について

霧 島 市

　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、**市町村、学校、病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等は下記のとおり結核の定期健康診断を実施し、それぞれの所在地を管轄する保健所に報告しなければなりません。**

　結核の定期健康診断は、結核のり患率が高い者や結核を発病すると周囲に感染させるおそれが高い者等に対する健康診断の実施を義務付けることにより、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としています。

■実施義務者・対象者・実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **実 施 義 務 者** | **対 象 者** | **実 施 時 期** |
| １.学校長 | 業務に従事する者  　※専修学校、各種学校を含み、幼稚園を除く | 毎年度 |
| 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、又は各種学校の学生、生徒  　※修業年限が１年未満のものを除く | 入学した年度 |
| ２.病院・診療所・助産  所管理者 | 業務に従事する者 | 毎年度 |
| ３.介護老人保健施設 | 業務に従事する者 | 毎年度 |
| ４.社会福祉施設(※1)長 | 業務に従事する者 | 毎年度 |
| 65歳以上の入所者 | 65歳に達する日の属する年度以降、毎年度 |
| ５.刑事施設長 | 20歳以上の被収容者 | 20歳に達する日の属する年度以降、毎年度 |
| ６.霧島市長 | 上記１.～５.の対象以外の者  　※市長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く | 65歳に達する日の属する年度以降、毎年度 |
| 霧島市内での結核発生状況等の事情を勘案し、特に定期の健康診断の必要があると認める者 | 市長が定める定期 |

(※1)社会福祉施設【社会福祉法第2条第2項第1号及び3号から6号に規定する施設】※第5号は削除

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1号 | 生活保護法関係 | 救護施設、更正施設、その他生活困難者の生活扶助を目的とする入所施設 |
| 3号 | 老人福祉法関係 | 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム |
| 4号 | 障害者自立支援法関係 | 障害者支援施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設 |
| 6号 | 売春防止法関係 | 婦人保護施設 |

■実施方法

　胸部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査

■報告先・報告に関する問い合わせ先

　姶良保健所 　〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16　　℡：0995-44-7951　 Fax：0995-44-7969